

**③大気環境に係るモニタリングの実施** 大気

市内の大気環境の状況を24時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状況を確認しています。

I-1-③の具体的取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域		
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部
<b>③大気環境に係るモニタリングの実施</b>										
	1 大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局(9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局(9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況等を確認します。 また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況等を確認します。	●NO <sub>2</sub> 、SO <sub>2</sub> 、SPM、PM2.5、COについては、環境基準を全局達成しましたが、光化学オキシダントについては、全局非達成でした。その他ベンゼン等の環境基準が設定されている物質については、全地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されている物質については、全地点で指針値に適合しました。 ●法に基づき、大気3地点について常時監視を実施し、全地点で環境基準を達成しました。	○	○			○	○	○
	2 光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NOxと非メタン炭化水素(VOCの一種)について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行います。また、国の新指標についても把握します。	●大気汚染防止法に基づき光化学オキシダント等の常時監視を実施しました。 ●○窒素酸化物(NOx)及び非メタン炭化水素の常時監視を行い、4月から10月にかけて、非メタン炭化水素の指針値に適合したのは98%でした。また、4月から10月までの平均値は、NOx、非メタン炭化水素とも近年、横ばいとなっています。  ○光化学オキシダントの高濃度域に着目した国の指標により、本市における光化学オキシダントの長期的な傾向を把握しました。	○				○	○	○
	3 酸性雨の環境調査	酸性雨の状況を把握するため、pH等の測定を実施します。	●酸性雨調査を毎月2回、年24回実施しました。	○				○		
	4 土壌浄化モデル施設の性能把握	沿道の大気環境の改善を図るために設置した土壌による大気浄化システムについて二酸化窒素等の除去率の調査を行い、施設を効率的に稼働します。	●○土壌浄化モデル施設による大気中の二酸化窒素等の除去率把握のための調査を実施しました。	○				○		
	5 石綿(アスベスト)の大気中濃度調査	大気中の石綿濃度を把握するため、測定を実施します。	●実態調査を一般局7局で年1回実施しました。また、建築物の解体工事に伴う調査を年1回実施しました。	○				○	○	○
	6 騒音、振動の監視	法律や市条例に基づき、一般環境の騒音測定、自動車騒音、振動の実態調査を行い、環境基準の達成状況等を確認します。また、中原区・麻生区付近の航空機騒音の実態把握のため、騒音レベルを継続的に監視します。	●一般環境3地点・自動車13地点・新幹線鉄道2地点に係る騒音について、環境基準の適合状況を把握するための調査を適正に実施しました。また、在来鉄道4地点の騒音、振動調査、中原区及び麻生区の航空機騒音の常時観測について適正に実施しました。	○				○	○	○

**1 大気環境の監視 (I-1-③-1)**

(1) 大気汚染物質の常時監視

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局9局の計18局で大気汚染状況の常時監視を行っています。

測定局は次のとおりです。

測定局と測定項目

令和 6 (2024) 年度

区 分	地 図 番 号	測定項目			二酸化窒素	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化硫黄※5	一酸化炭素	有害大気汚染物質等	ダイオキシン類
		測定局	場 所	所在地								
一般環境大気測定局	1	大師※1	川崎区役所大師支所	川崎区東門前2-1-1	○	○	○	○	○		○	○
	2	田島	田島支援学校	川崎区田島町20-5	○	○	○	○	○	○		
	3	川崎※2	川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	○	○	○	○	○			
	4	幸	幸スポーツセンター	幸区戸手本町1-11-3	○	○	○	○	○			
	5	中原	中原区役所地域みまもり支援センター	中原区小杉町3-245	○	○	○	○	○		○	○
	6	高津	川崎市生活文化会館	高津区溝口1-6-10	○	○	○	○	○			
	7	宮前	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1	○	○	○	○	○			
	8	多摩※3	登戸小学校	多摩区登戸1329	○	○	○	○	○		○	○
	9	麻生	弘法松公園	麻生区百合丘2-10	○	○	○	○	○			
自動車排出ガス測定局	10	池上	池上新田公園前	川崎区池上町3	○	○	○			○	○	
	11	日進町	都市機構川崎日進市街地住宅敷地内	川崎区日進町23-1	○	○	○					
	12	富士見公園※4	富士見公園	川崎区富士見1-1-6	○	○	○					
	13	遠藤町	御幸小学校	幸区遠藤町1	○		○			○		
	14	中原平和公園	中原平和公園	中原区木月住吉町33-1	○	○	○					
	15	二子	高津区役所道路公園センター	高津区溝口5-15-7	○	○	○					
	16	宮前平駅前	上下水道局管理地	宮前区土橋2-1-1	○	○	○					
	17	本村橋	本村橋	多摩区宿河原2-59-2	○	○	○					
	18	柿生	麻生消防署柿生出張所	麻生区片平2-30-7	○	○	○					

(注) 令和 6(2024)年 4 月 1 日時点の測定局、測定局名、測定項目を示している。

※1 大師局は、川崎区役所機能再編事業による支所庁舎の建替えが行われることから、令和 7(2025)年 2 月 1 日に川崎区役所大師支所仮庁舎（川崎区台町 26-7）に移転した。

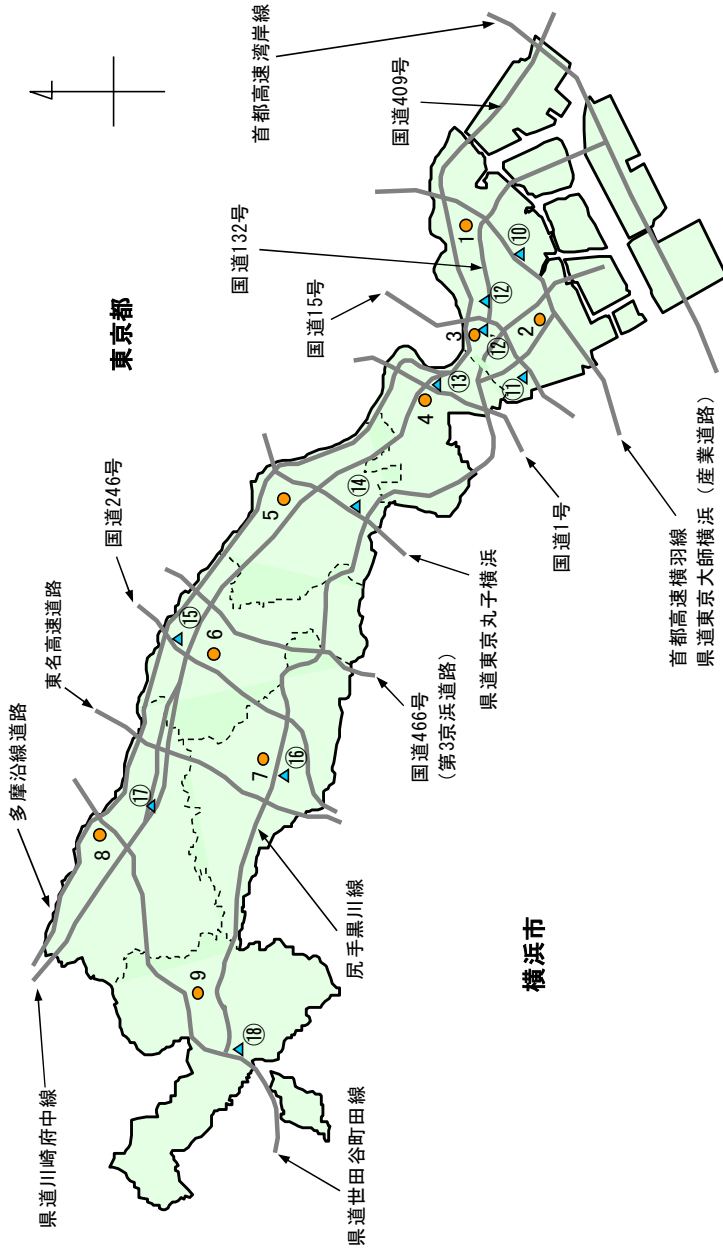
※2 川崎局は、新本庁舎等への機能移転の一環として、令和 6(2024)年 6 月 1 日に川崎市役所南庁舎（川崎区東田町 5-4）に移転した。

※3 有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩区の生田浄水場で測定を実施した。

※4 富士見公園局は、市役所広場（川崎区砂子 1-9-3）に新たな測定局を設置したことから令和 7(2025)年 3 月 1 日に市役所前局に移転した。

※5 幸、宮前、麻生は令和 6(2024)年 10 月に測定を終了している。

○	一般環境大気測定局	1	大田	2	川崎	3	幸	4	中	5	高	6	宮	7	津	8	前	9	多	麻	生																				
△	自動車排出ガス測定局	10	池	11	上	12	日	13	進	14	町	15	富	16	士	17	見	18	園	富	所	前	遠	藤	町	中	原	平	和	公園	二	子	宮	前	平	駅	前	本	村	橋	生



※有害大気汚染物質の一部及びダイオキシン類については、多摩川の生田浄水場で測定を実施しました。

	目的	主な測定項目
○一般環境大気測定局	地域の大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、気象(気温、風速等)等
△自動車排出ガス測定局	自動車走行に起因する大気環境を測定	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、一酸化炭素等

大気測定地点図

(2) 大気環境の環境基準等達成（適合）状況概要

令和 6（2024）年度の大気環境の環境基準等の達成（適合）状況は、表のとおりです。

**大気環境の環境基準等の達成（適合）状況**

測定項目	環境基準等達成（適合）状況
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	全局（18局）で環境基準を達成
微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）	全局（17局）で環境基準を達成
浮遊粒子状物質（SPM）	全局（18局）で環境基準を達成
光化学オキシダント（O <sub>x</sub> ）	全局（9局）で環境基準を非達成
二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）	全局（9局）で環境基準を達成
一酸化炭素（CO）	全局（3局）で環境基準を達成
有害大気汚染物質等※	全地点で（4地点）環境基準を達成（指針値についても全地点で適合）
ダイオキシン類	全地点（3地点）で環境基準を達成

※ 有害大気汚染物質等として、優先取組物質 21 物質並びに水銀及びその化合物について調査を実施しました。優先取組物質のうちベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては環境基準が設定されており、水銀及びその化合物を含む 11 物質については指針値が設定されています。

(3) 主な大気環境の推移

二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質については、全局で環境基準を達成しており、年平均値は緩やかな低下傾向がみられます。その要因としては、工場・事業場による環境対策の取組や各種自動車関係施策などが考えられます。

光化学オキシダントについては、全局で環境基準が非達成であり、改善に向けた取組を推進しています。

(4) 大気常時監視測定結果

大気汚染防止法第 22 条に基づく二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素及び有害大気汚染物質等の常時監視測定結果並びにダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づくダイオキシン類の測定結果は次のとおりです。

なお、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄については、川崎市環境基本条例に基づく環境目標値、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく対策目標値（環境基準と同じ）がそれぞれ設定されています。

ア 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）

二酸化窒素は、大気中の窒素酸化物の成分の一つである。窒素酸化物は、燃料などが燃焼する際に発生し、主な発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設、自動車などがあります。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となります。

二酸化窒素濃度は、一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 9 局で測定しています。

二酸化窒素の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成しました。環境目標値については、全局で非達成でした。

なお、平成 15(2003)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成しています。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値については、全局で達成しました。環境目標値については、全局で非達成でした。

なお、平成 27(2015)年度以降は、全局で環境基準及び対策目標値を達成しています。

### 二酸化窒素の測定結果と評価

測定局	環境基準評価		有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※3</sup>		環境基準値に適合しなかった日数とその割合		環境目標値に適合した日数とその割合 <sup>※4</sup>		年平均値	
	日平均値の年間98%値 <sup>※1</sup>	評価 <sup>※2</sup>		日	%	日	%	日	%		
	ppm	○×									日
一般環境大気測定局	大 師	0.035	○	355	355	100	0	0	297	83.7	0.015
	田 島	0.035	○	360	360	100	0	0	304	84.4	0.014
	川 崎	0.035	○	302	302	100	0	0	262	86.8	0.014
	幸	0.030	○	363	363	100	0	0	329	90.6	0.013
	中 原	0.031	○	356	356	100	0	0	324	91.0	0.012
	高 津	0.031	○	356	356	100	0	0	320	89.9	0.012
	宮 前	0.030	○	357	357	100	0	0	329	92.2	0.011
	多 摩	0.028	○	358	358	100	0	0	334	93.3	0.010
	麻 生	0.021	○	340	340	100	0	0	331	97.4	0.008
自動車排出ガス測定局	池 上	0.043	○	365	365	100	0	0	134	36.7	0.024
	日進町	0.034	○	361	361	100	0	0	302	83.7	0.015
	市役所前 <sup>※5</sup>	(0.023)	-	17	17	100	0	0	16	94.1	(0.015)
	富士見公園	0.035	○	301	301	100	0	0	225	74.8	0.017
	遠藤町	0.039	○	360	360	100	0	0	213	59.2	0.019
	中原平和公園	0.030	○	362	362	100	0	0	324	89.5	0.012
	二 子	0.041	○	364	364	100	0	0	163	44.8	0.022
	宮前平駅前	0.032	○	363	363	100	0	0	309	85.1	0.014
	本村橋	0.030	○	363	363	100	0	0	334	92.0	0.012
柿 生	0.027	○	346	346	100	0	0	321	92.8	0.012	

※1 日平均値の年間98%値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2 環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06 ppm以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。  
：日平均値の年間98%値が0.06 ppm超過の場合を環境基準の「非達成」と評価し、×で表示した。

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.06 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

※4 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.02 ppmを超えた日数を引いた日数とした。

※5 有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから環境基準評価を行わない。

また、年平均値及び日平均値の年間98%値は参考値として取り扱う。

イ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径が2.5 μm以下の微小な粒子です。一般に浮遊粒子状物質 (SPM) よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子 (硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等) などです。

微小粒子状物質濃度は、一般環境大気測定局9局及び自動車排出ガス測定局8局で測定しています。

微小粒子状物質の環境基準の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局9局では、全局で環境基準を達成しました。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局8局では、全局で環境基準を達成しました。

微小粒子状物質の測定結果と評価

測定局	環境基準評価			有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※3</sup>		
	年平均値	日平均値の年間98パーセンタイル値 <sup>※1</sup>	評価 <sup>※2</sup>				
							μg/m <sup>3</sup>
一般環境大気測定局	大師	9.2	23.2	○	349	349	100
	田島	9.9	24.8	○	359	358	99.7
	川崎	9.9	24.2	○	352	352	100
	幸	8.4	22.6	○	350	350	100
	中原	8.4	21.4	○	349	349	100
	高津	8.0	19.7	○	350	350	100
	宮前	8.0	19.7	○	348	348	100
	多摩	7.9	19.3	○	351	351	100
	麻生	8.2	21.3	○	317	317	100
自動車排出ガス測定局	池上	9.1	22.3	○	345	345	100
	日進町	9.1	22.2	○	352	352	100
	市役所前 <sup>※4</sup>	(10.6)	(29.2)	-	17	17	100
	富士見公園	8.3	20.8	○	292	292	100
	中原平和公園	8.1	21.0	○	349	349	100
	二子	8.9	21.4	○	351	351	100
	宮前平駅前	8.4	21.1	○	347	347	100
	本村橋	8.0	20.7	○	352	352	100
柿生	8.9	22.7	○	356	356	100	

※1 日平均値の年間98パーセンタイル値：年間の1日平均値の低い方から98%に相当する値

※2 環境基準の評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①1年平均値が15 μg/m<sup>3</sup>以下 ②日平均値の年間98パーセンタイル値が35 μg/m<sup>3</sup>以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が35 μg/m<sup>3</sup>を超えた日数を引いた日数とした。

※4 有効測定日が250日に満たないことから環境基準評価を行わない。

また、年平均値及び日平均値の年間98パーセンタイル値は参考値として取り扱う。

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10  $\mu\text{m}$  以下のものをいいます。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがあります。

浮遊粒子状物質濃度は、一般環境大気測定局 9 局及び自動車排出ガス測定局 9 局で測定しています。

浮遊粒子状物質の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。環境目標値\*について、1 時間値の 1 日平均値を全局で達成し、年平均値は 4 局で達成し、5 局で非達成でした。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 9 局では、環境基準及び対策目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。環境目標値\*について、1 時間値の 1 日平均値は全局で達成し、年平均値は 2 局で達成し、7 局で非達成でした。

※環境目標値：1 時間値の 1 日平均値が 0.075  $\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、年平均値が 0.0125  $\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

浮遊粒子状物質の測定結果と評価

測定局	環境基準評価										有効測定日数	環境基準値に適合した日数とその割合 <sup>※4</sup>			環境目標値(日平均値)に適合した日数とその割合 <sup>※5</sup>		年平均値
	長期的評価					短期的評価											
	日平均値の年間2%除外値 <sup>※1</sup>	日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 <sup>※2</sup>	1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合		評価 <sup>※3</sup>								
		mg/m <sup>3</sup>	有無		回	時間	%	日		%							
			○×			日	%	○×	日	%	日	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>		
一般環境大気測定局	大 師	0.036	無	0	○	0	0	0	0	○	353	353	100	353	100	0.014	
	田 島	0.037	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.014	
	川 崎	0.038	無	0	○	0	0	0	0	○	349	349	100	349	100	0.014	
	幸	0.035	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.013	
	中 原	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	350	350	100	350	100	0.012	
	高 津	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	357	357	100	357	100	0.013	
	宮 前	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	351	351	100	351	100	0.012	
	多 摩	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	355	355	100	355	100	0.012	
	麻 生	0.032	無	0	○	0	0	0	0	○	338	338	100	338	100	0.011	
自動車排出ガス測定局	池 上	0.039	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	358	100	0.015	
	日進町	0.036	無	0	○	0	0	0	0	○	350	350	100	350	100	0.014	
	市役所前 <sup>※6</sup>	(0.046)	無	0	-	0	0	0	0	○	17	17	100	17	100	(0.017)	
	富士見公園	0.044	無	0	○	0	0	0	0	○	300	300	100	300	100	0.016	
	遠藤町	0.036	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.014	
	中原平和公園	0.034	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	358	100	0.013	
	二 子	0.035	無	0	○	0	0	0	0	○	360	360	100	360	100	0.013	
	宮前平駅前	0.037	無	0	○	0	0	0	0	○	361	361	100	361	100	0.015	
	本村橋	0.031	無	0	○	0	0	0	0	○	359	359	100	359	100	0.012	
	柿 生	0.029	無	0	○	0	0	0	0	○	357	357	100	357	100	0.012	

※1 日平均値の年間2%除外値：年間の1日平均値の高い方から2%除外した値

※2 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに達成しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①日平均値の2%除外値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下

②日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日が2日以上連続しないこと

※3 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方を達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>以下 ②日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下

※4 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数と1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数

(ただし、日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>を超えた日と同一日は除く)を引いた日数とした。

※5 環境目標値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が0.075 mg/m<sup>3</sup>を超えた日数を引いた日数とした。

※6 有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから環境基準の長期的評価を行わない。

また、年平均値及び日平均値の年間2%除外値は参考値として取り扱う。

エ 光化学オキシダント (Ox)

光化学スモッグ注意報等の発令指標となる光化学オキシダントは、自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽から強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に発生するものです。

光化学オキシダント濃度は、一般環境大気測定局9局で測定しています。

光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、一般環境大気測定局9局では、全局で昼間(5時～20時)の1時間値が0.06 ppmを超えており、環境基準は全局で非達成でした。全国においても環境基準達成率が極めて低い状況が続いています。

光化学オキシダントの測定結果と評価

測定局	環境基準評価			昼間の測定時間数	昼間に環境基準値に適合した時間数割合※2	昼間の1時間値が0.12 ppm以上の日数、時間数とその割合				昼間の1時間値の最高値 ppm	昼間の年平均値 ppm
	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた時間数とその割合		評価※1			日	%	時間	%		
	時間	%									
大 師	333	6.2	×	5335	93.8	4	1.1	5	0.1	0.142	0.034
田 島	196	3.7	×	5358	96.3	2	0.5	3	0.1	0.129	0.031
川 崎	316	6.0	×	5283	94.0	4	1.1	5	0.1	0.129	0.033
幸	390	7.2	×	5390	92.8	6	1.6	6	0.1	0.135	0.035
中 原	401	7.5	×	5382	92.5	7	1.9	11	0.2	0.148	0.036
高 津	463	8.6	×	5386	91.4	7	1.9	16	0.3	0.144	0.036
宮 前	508	9.5	×	5359	90.5	8	2.2	20	0.4	0.154	0.037
多 摩	504	9.4	×	5373	90.6	8	2.2	16	0.3	0.148	0.037
麻 生	591	11.7	×	5070	88.3	7	2.0	16	0.3	0.161	0.038

※1 環境基準の評価：1時間値が全て0.06 ppm以下の場合を「達成」と評価し、○で表示した。

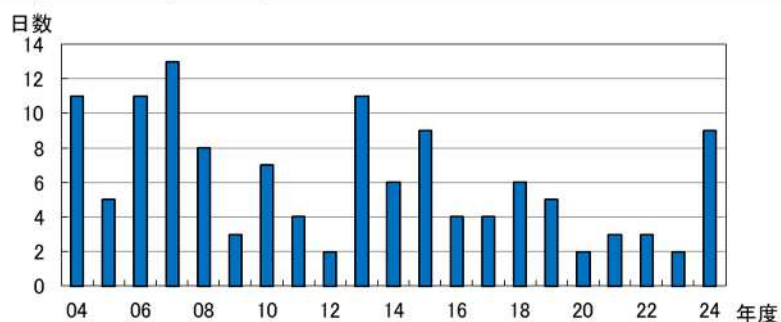
1時間値が1時間でも0.06 ppm超過の場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

※2 昼間に環境基準値に適合した時間数割合：昼間の測定時間数から、1時間値が0.06 ppmを超えた時間数を引いた時間数を、昼間の測定時間数で割ったものとした。

光化学スモッグ注意報の発令日数は2日であり、健康被害の届出はありませんでした。  
 なお、注意報発令基準は、「オキシダント濃度の1時間値が0.12 ppm以上となり、気象条件から見てその状況が継続すると認められるとき」です。

### 光化学スモッグ注意報の発令状況

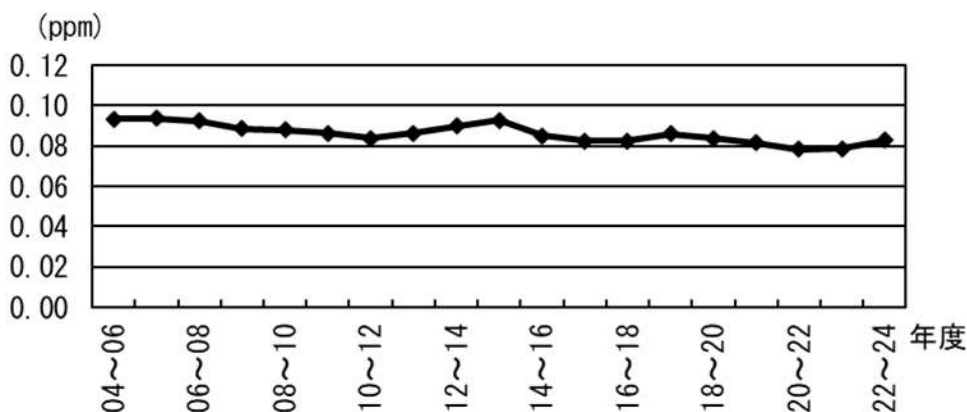
発令回数	発令日	時間帯	最高値	最高値出現局	Ox濃度0.12 ppm以上が出現した測定局
1	6月26日	14:30～16:20	0.142 ppm	大師	7局（大師、川崎、幸、中原、宮前、多摩、麻生）
2	7月4日	12:20～17:20	0.153 ppm	麻生	9局（大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
3	7月5日	14:20～18:30	0.150 ppm	麻生	3局（宮前、多摩、麻生）
4	7月6日	13:30～17:30	0.147 ppm	麻生	7局（大師、川崎、幸、高津、宮前、多摩、麻生）
5	7月18日	12:20～15:20	0.141 ppm	多摩	5局（中原、高津、宮前、多摩、麻生）
6	7月22日	13:20～16:20	0.154 ppm	宮前	6局（幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）
7	8月3日	13:30～16:30	0.136 ppm	高津	4局（中原、高津、宮前、多摩）
8	8月4日	13:20～16:30	0.133 ppm	中原	3局（幸、中原、高津）
9	8月5日	13:20～15:20	0.161 ppm	麻生	9局（大師、田島、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）



市内の光化学スモッグ注意報の発令日数の推移

#### 参考 1) 光化学オキシダント濃度の長期的な変化

光化学オキシダント濃度は、気象要因による年々変動が大きく、年平均値等の従来の指標では長期的な傾向を把握することが困難です。光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、平成 26(2014)年 9 月に環境省から、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標（光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセントイル値の 3 年平均値）が示されました。この指標での経年変化をみると、近年は横ばいで推移しています。



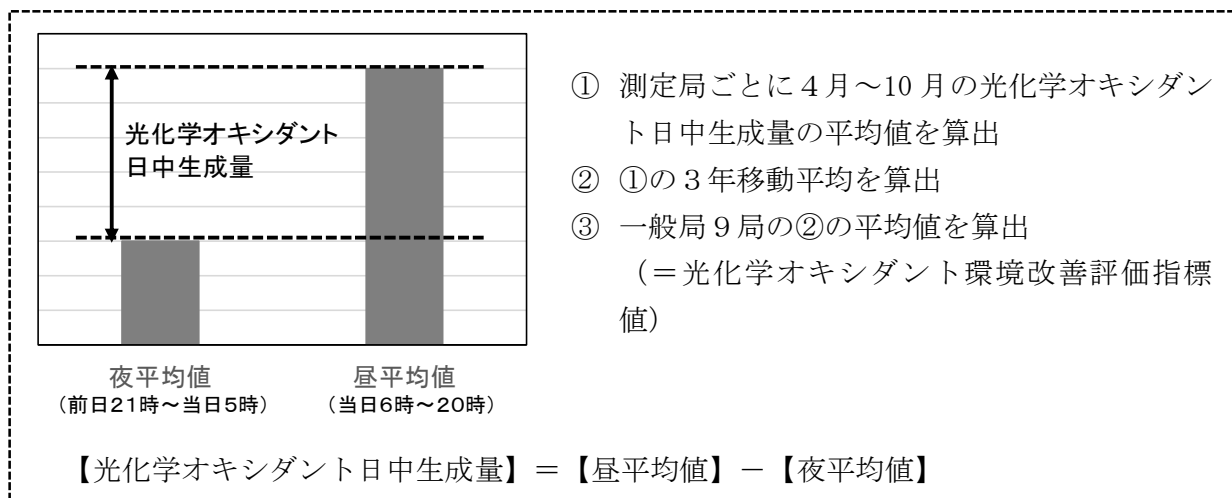
光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標  
 (8時間値の日最高値の年間99パーセントイル値の3年平均値) の経年推移

**参考 2) 光化学オキシダント日中生成量を使った指標（光化学オキシダント環境改善評価指標値）**

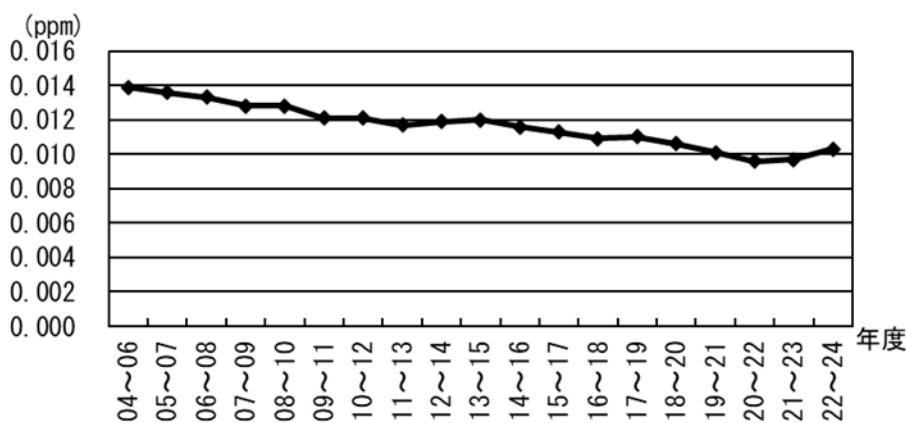
本市では、光化学オキシダントの環境改善効果を適切に把握するため、光化学スモッグ注意報が発令される4月から10月までの光化学オキシダント日中生成量に着目した指標（光化学オキシダント環境改善評価指標値）を設定しました。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質（窒素酸化物、揮発性有機化合物）との関係性が強く、この指標を活用して光化学オキシダント対策の効果を把握していきます。

なお、この指標に関する研究成果は、令和3(2021)年3月31日に国際論文誌の Atmosphere に掲載されました。



**光化学オキシダント環境改善評価指標値の算出法**



**光化学オキシダント環境改善評価指標値の経年推移**

オ 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄は、主に石油・石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼することによって生成されます。また、微小粒子状物質等の二次生成粒子の原因物質となります。

二酸化硫黄濃度は、一般環境大気測定局9局で測定しています。

二酸化硫黄の環境基準等の達成状況は、一般環境大気測定局9局では、環境基準、対策目標値及び環境目標値について、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で達成しました。

なお、昭和54(1979)年度以降は、全局で環境基準の長期的評価を達成しています。

二酸化硫黄の測定結果と評価

測定局	環境基準評価											年平均値 ppm	
	長期的評価				短期的評価				有効測定 日数	環境基準値に 適合した 日数と その割合 <sup>※3</sup>			
	日平均値 の年間 2% 除外値	日平均値が 0.04 ppmを 超えた日が 2日以上 連続の有無 とその回数		評価 ※1	1時間値が 0.1 ppmを 超えた 時間数と その割合		日平均値が 0.04 ppmを 超えた 日数と その割合						評価 ※2
		ppm	有無		回	○×	時間	%					
大 師	0.003	無	0	○	0	0	0	0	○	354	354	100	0.001
田 島	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	0.001
川 崎	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	347	347	100	0.001
幸 <sup>※4</sup>	(0.002)	無	0	-	0	0	0	0	○	214	214	100	(0.001)
中 原	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	362	362	100	0.001
高 津	0.002	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	0.001
宮 前 <sup>※4</sup>	(0.001)	無	0	-	0	0	0	0	○	205	205	100	(0.000)
多 摩	0.001	無	0	○	0	0	0	0	○	358	358	100	0.000
麻 生 <sup>※4</sup>	(0.002)	無	0	-	0	0	0	0	○	191	191	100	(0.001)

- ※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①日平均値の2%除外値が0.04 ppm以下  
 ②日平均値が0.04 ppmを超えた日が2日連続しないこと
- ※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。  
 ①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。  
 ①1時間値が0.1 ppm以下  
 ②日平均値が全ての有効測定日で0.04 ppm以下
- ※3 環境基準値に適合した日数：日平均値0.04 ppmを超えた日数と1時間値が0.1 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が0.04 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。
- ※4 有効測定時間が年間6,000時間に満たないことから環境基準の長期的評価を行わない。  
 また、年平均値及び日平均値の年間2%除外値は参考値として取り扱う。

カ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、有機物の不完全燃焼の際に発生する物質であり、大気中の一酸化炭素の人工的な発生源は主に自動車です。

一酸化炭素濃度は、一般環境大気測定局 1 局及び自動車排出ガス測定局 4 局で測定しています。

一酸化炭素の環境基準の達成状況は次のとおりです。

【一般環境大気測定局】

一般環境大気測定局 1 局では、長期的評価及び短期的評価ともに、環境基準を達成しました。

なお、昭和48(1973)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しています。

【自動車排出ガス測定局】

自動車排出ガス測定局 4 局では、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しました。

なお、昭和55(1980)年度以降は、長期的評価及び短期的評価ともに、全局で環境基準を達成しています。

一酸化炭素の測定結果と評価

測定局		環境基準評価										有効測定日数	環境基準値に適合した日数割合※3	年平均値
		長期的評価					短期的評価							
		日平均値の年間2%除外値	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価※1	8時間平均値が20 ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10 ppmを超えた日数とその割合		評価※2				
			ppm	有無		回	○×	回	%		日			
一般環境大気測定局	田島	0.5	無	0	○	0	0	0	0	○	362	100	0.3	
	自動車排出ガス測定局	池上	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	360	100	0.4
	遠藤町	0.6	無	0	○	0	0	0	0	○	362	100	0.3	

※1 環境基準の長期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①日平均値の2%除外値が10 ppm以下 ②日平均値10 ppmを超えた日が2日以上連続しないこと

※2 環境基準の短期的評価：次の①及び②の両方に適合した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

①または②のどちらかに適合しなかった場合を「非達成」と評価し、×で表示した。

①8時間平均値が20 ppm以下 ②日平均値が10 ppm以下

※3 環境基準値に適合した日数：有効測定日数から、日平均値が10 ppmを超えた日数と、1時間値の8時間平均値が20 ppmを超えた日数（ただし、日平均値が10 ppmを超えた日と同一日は除く）を引いた日数とした。

キ 有害大気汚染物質等

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となるものをいいます。

大気汚染防止法第 22 条に基づく常時監視として優先取組物質 21 物質並びに水銀及びその化合物<sup>※1</sup>について 4 地点（池上、大師、中原及び多摩<sup>※2</sup>）で月 1 回（24 時間／回）の測定を行っています。21 物質のうち、4 物質については環境基準が、11 物質については指針値が設定されています。令和 6（2024）年度の測定結果は次のとおりです。

- ※1 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）により、平成 30（2018）年 4 月 1 日から水銀及びその化合物は有害大気汚染物質から除かれることとなりましたが、引き続き大気汚染防止法に基づく常時監視項目と位置付けられているため、継続して測定を実施します。
- ※2 一部、多摩区の生田浄水場で測定を実施

有害大気汚染物質等の環境基準等の達成状況は次のとおりです。

【環境基準が設定されている物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）】

全地点で環境基準を達成しました。

【指針値が設定されている物質】

全地点で指針値に適合しました。

## 令和6(2024)年度有害大気汚染物質等(22物質)の年平均値

測定物質	測定地点				環境基準値 (指針値)	単位
	池上	大師	中原	多摩※		
ベンゼン	0.96	0.93	0.69	0.67	3	μg/m <sup>3</sup>
トリクロロエチレン	0.52	0.65	0.53	0.42	130	μg/m <sup>3</sup>
テトラクロロエチレン	0.13	0.27	0.12	0.20	200	μg/m <sup>3</sup>
ジクロロメタン	1.4	1.4	1.3	1.3	150	μg/m <sup>3</sup>
アクリロニトリル	0.31	0.13	0.046	0.038	(2)	μg/m <sup>3</sup>
アセトアルデヒド	5.1	4.6	4.4	5.5	(120)	μg/m <sup>3</sup>
塩化ビニルモノマー	0.39	0.35	0.21	0.16	(10)	μg/m <sup>3</sup>
塩化メチル	1.3	1.3	1.3	1.3	(94)	μg/m <sup>3</sup>
クロロホルム	0.17	0.17	0.18	0.17	(18)	μg/m <sup>3</sup>
1,2-ジクロロエタン	0.13	0.12	0.12	0.12	(1.6)	μg/m <sup>3</sup>
水銀及びその化合物	0.0018	0.0019	0.0017	0.0017	(0.04)	μg-Hg/m <sup>3</sup>
ニッケル化合物	0.0061	0.0054	0.0020	0.0016	(0.025)	μg-Ni/m <sup>3</sup>
ヒ素及びその化合物	0.00086	0.00079	0.00071	0.00069	(0.006)	μg-As/m <sup>3</sup>
1,3-ブタジエン	0.26	0.16	0.050	0.046	(2.5)	μg/m <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物	0.040	0.022	0.014	0.012	(0.14)	μg-Mn/m <sup>3</sup>
ホルムアルデヒド	6.0	5.8	5.6	6.3	—	μg/m <sup>3</sup>
ベリリウム及びその化合物	0.000020	0.000013	0.000012	0.000010	—	μg-Be/m <sup>3</sup>
クロム及び三価クロム化合物	0.015	0.0077	0.0021	0.0018	—	μg-Cr <sup>3+</sup> /m <sup>3</sup>
六価クロム化合物	0.00053	0.00024	0.00015	0.00013	—	μg-Cr <sup>6+</sup> /m <sup>3</sup>
ベンゾ[a]ピレン	0.00015	0.00012	0.00010	0.000075	—	μg/m <sup>3</sup>
酸化エチレン	0.070	0.071	0.066	0.057	—	μg/m <sup>3</sup>
トルエン	5.3	4.7	4.8	8.6	—	μg/m <sup>3</sup>

※ 多摩の測定地点におけるニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、クロム及び三価クロム化合物、六価クロム化合物、ベンゾ[a]ピレンの7項目は、多摩区生田浄水場で測定を実施している。

ク ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、物の燃焼などの過程で非意図的に生成する物質で、主な発生源はごみ焼却炉です。ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、市内の大気中のダイオキシン類の環境濃度を定期的に測定しています。

大気中のダイオキシン類の環境基準の達成状況は、全地点で環境基準（年平均値が 0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成しました。

**ダイオキシン類の測定結果**

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

測定地点	夏期	冬期	年平均値	環境基準値
大師測定局	0.0054	0.014	0.0097	0.6
中原測定局	0.0034	0.012	0.0077	
生田浄水場	0.0052	0.010	0.0076	

**2 光化学オキシダントに係る監視 (I-1-③-2)**

光化学オキシダントの原因物質の削減効果を把握するため、NO<sub>x</sub> と非メタン炭化水素 (VOC の一種) について、常時監視を行うとともに、光化学オキシダントが高濃度となる4月から10月までのデータ解析を行っています。

光化学オキシダントの原因物質の一つである非メタン炭化水素については、「光化学オキシダントの生成を防止するための大気中炭化水素濃度の指針値」が定められています。令和 6 (2024) 年度の 4 月から10月にかけて、非メタン炭化水素の指針値を下回ったのは98%でした。

また、光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための国の指標である「光化学オキシダント濃度 8 時間値の日最高値の年間99パーセンタイル値の 3 年平均値」については、近年は横ばいで推移しています。

詳細は、「○光化学オキシダント環境改善評価指標値等の推移 (p.12)」を御覧ください。

**3 酸性雨の環境調査 (I-1-③-3)**

酸性雨は、工場・事業場や自動車等から排出される硫酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で硫酸、硝酸等に変化し、これが雨に溶け込むことによって生じます。一般に清浄な大気環境にある地域の雨水は、大気中の二酸化炭素が溶け込むことにより pH5.6 程度になるといわれており、それよりも低い pH を示す雨を酸性雨と呼んでいます。

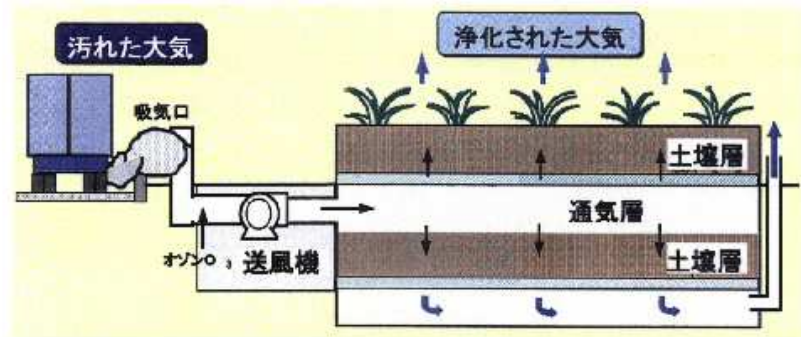
川崎市では、市内の酸性雨の状況を継続して測定しています。川崎市においても、pH は 5.6 より低い状態が続いていますが、長期的にみると改善傾向にあります。

#### 4 土壌浄化モデル施設の性能把握 (I-1-③-4)

本市南部地域を中心として、大気や沿道環境の改善を図るため、平成11(1999)年度に土壌による大気浄化システムの設置、沿道緑化、光触媒脱硝ブロックの敷設等の整備を行いました。

土壌浄化モデル施設の設置後は、施設の性能や除去率を把握して、環境濃度や費用対効果を考慮した効率的な稼動に努めています。二酸化窒素等の除去率の結果を次の表に示します。

項目	施設仕様
施設面積	250m <sup>2</sup>
土壌部面積	500m <sup>2</sup>
構造	二層式
土壌線速度	40mm/秒
最大処理風量	72,000m <sup>3</sup> /h



土壌脱硝施設概要

#### 年間除去率経年推移

(単位：%)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
一酸化窒素	75	84	85	85	70
二酸化窒素	61	62	50	69	71
窒素酸化物	72	80	76	81	71

(注) 2023年度から一部の設備を使用できなくなったため、二酸化窒素等の除去率は2022年度までの結果を掲載しています。

## 5 石綿（アスベスト）の大気中濃度調査（I-1-③-5）

平成18(2006)年9月より前に作られた建築物や工作物には石綿含有率が0.1%を超える製品（吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有成形板等の建築材料）が使用されているものがあるため、これら建築物や工作物の解体や補修などを行う際に石綿を飛散させないことが大防法や市条例により求められています。

本市では、昭和60年より環境大気中のアスベスト濃度の調査を行っており、令和元年度からは、年1回、計7か所で環境調査を行っています。

全測定地点において1本/Lを下回っており、低いレベルで推移しています。

### 各区におけるアスベスト環境濃度調査結果

年度 測定地点	令和2(2020)	令和3(2021)	令和4(2022)	令和5(2023)	令和6(2024)
川崎区 (田島町)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10
幸区 (戸手本町)	0.10 未満	0.10	0.10 未満	0.12	0.10
中原区 (小杉町)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10
高津区 (溝口)	0.10 未満	0.14	0.10 未満	0.10	0.10
宮前区 (宮前平)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.12
多摩区 (登戸)	0.10	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満
麻生区 (百合丘)	0.10 未満	0.10 未満	0.10 未満	0.10	0.10

単位：本/リットル（1リットルの空気中のアスベスト繊維の本数）

参考：アスベスト濃度の算出について

1 アスベストのサンプリング

10リットル/分で4時間約2400リットルの空気をろ紙に吸引します。

2 アスベストの分析

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.2版 R4.3 環境省水・大気環境局大気環境課）」に準拠（ろ紙の一部を切り取り、炭素蒸着を行って、電子顕微鏡で観察することにより、アスベストを計数します。）

## 6 騒音・振動の監視 (I-1-③-6)

### (1) 自動車騒音・振動

#### ア 環境基準

騒音規制法第18条に自動車騒音の状況の常時監視の事務が規定され（平成12(2000)年4月1日施行）、常時監視の事務に関する処理基準が示されています。市では事務処理基準に基づき、平成18(2006)年度から評価対象となる幹線道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、5年間に分けて計画的に市全域で自動車騒音における環境基準の達成状況の評価をしています。

令和6(2024)年度の自動車交通騒音・振動の実態調査は、騒音が13路線の30地点（道路端17地点と背後地（道路端から、およそ50mの範囲）13地点）、振動は4路線の道路端4地点で実施しました。また、評価区域内の住居における自動車騒音環境基準の適合状況の把握を9路線20評価区間にて実施しました。

### 令和6(2024)年度自動車騒音に係る環境基準適合状況

(単位はデシベル)

地点 番号	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果					環境基準値			
				道路端		背後地			道路端		背後地	
				昼 間	夜 間	距離 (m)	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	東名高速道路	多摩区長尾 7-4 付近	第一種 住居地域	58	57	50	51	49	70 以下	65 以下	65	60
2	東名高速道路	宮前区犬蔵 2-4 付近	第一種 住居地域	60	58	40	58	49			65	60
3	一般国道 409 号線	幸区小向西町 4- 136 付近	近隣商業 地域	66	62	50	52	44			65	60
4	一般国道 409 号線	中原区宮内 4 付近	準住居 地域	64	60	50	50	44			65	60
5	一般国道 466 号線 (第三京浜道路)	宮前区野川本町 2- 24 付近	第一種 住居地域	63	56	35	44	40			65	60
6	川崎府中線	幸区堀川町 580 付近	近隣商業 地域	64	58	50	54	44			65	60
7	川崎府中線	多摩区東生田 1-19 付近	準住居 地域	70	67	50	49	45			65	60
8	横浜上麻生線	麻生区下麻生 3-37 付近	第二種 住居地域	69	65	50	50	40			65	60
9	幸多摩線	多摩区宿河原 1-30 付近	第二種 住居地域	67	64	50	46	42			65	60
10	真光寺長津田線	麻生区岡上 3-3 付近	第一種 低層住居 専用地域	68	63	50	51	39			60	55

○基本施策 I - 1 - ③大気環境に係るモニタリングの実施○

11	富士見鶴見駅線	川崎市旭町 2-2 付近	準住居 地域	65	63	65	57	43			65	60
12	富士見鶴見駅線	川崎市鋼管通 1-2 付近	準住居 地域	60	54	48	47	41			65	60
13	大宮町 202 (ミュージア通り)	幸区中幸町 3-28 付近	商業地域	64	57	40	54	46			65	60
14	東京大師横浜線	川崎市池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	67	63							
15	一般国道 1 号線	幸区戸手 2-2 (幸消防署第 2 分団)	近隣商業 地域	64	61							
16	一般国道 246 号線	高津区溝口 5-15-7 (高津区道路公園 センター)	準工業 地域	75	74							
17	野川菅生線	宮前区土橋 2-1-1 (宮前平駅前 測定所)	近隣商業 地域	74	69							

## 令和 6 (2024) 年度自動車騒音に係る環境基準適合戸数

道路名称	評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価対象 住居等戸数	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値超過
			(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
東名高速道路	多摩区堰 1-11-1	宮前区土橋 6-12-2	2,929	2,831	88	0	10
東名高速道路	宮前区土橋 6-12-2	宮前区犬蔵 2-5	939	470	156	0	313
一般国道 409 号	幸区幸町 2-591-5	幸区戸手 1-5	1,800	1,796	4	0	0
一般国道 409 号	幸区戸手 1-5	幸区下平間 206-13	2,155	2,155	0	0	0
一般国道 409 号	幸区下平間 206-13	幸区鹿嶋田 3-8	1,512	1,512	0	0	0
一般国道 409 号	幸区鹿嶋田 3-8	中原区小杉御殿町 2-83-1	1,283	1,283	0	0	0
一般国道 409 号	中原区市ノ坪 147-7	中原区小杉御殿町 2-83-1	2,212	2,210	2	0	0
一般国道 409 号	中原区小杉御殿町 2-83-1	中原区宮内 2-20	1,310	1,310	0	0	0
一般国道 466 号線 (第三京浜道路)	高津区千年 1196	高津区東野川 2-27	1,010	813	0	78	119
川崎府中線	川崎区宮本町 7-8	川崎区駅前本町 26-2	1,177	1,165	12	0	0
川崎府中線	多摩区宿河原 2-46	多摩区枳形 2-1	1,774	1,728	41	0	5
横浜上麻生線	麻生区早野 610	麻生区上麻生 6-11	1,114	1,110	2	0	2
幸多摩線	中原区上平間 378	高津区北見方 2-35	2,944	2,752	153	0	39
幸多摩線	高津区北見方 2-35	高津区瀬田 1-6	903	895	4	0	4
幸多摩線	高津区久地 2-1-14	多摩区宿河原 1-1	1,705	1,451	171	0	83
幸多摩線	多摩区宿河原 1-1	多摩区登戸新町 348	926	924	1	0	1
真光寺長津田線	麻生区岡上 943	麻生区岡上 1-18-5	385	385	0	0	0
富士見鶴見駅線	川崎区港町 2	川崎区大島 1-31	1,305	1,305	0	0	0
富士見鶴見駅線	川崎区大島 1-31	川崎区渡田東町 20	878	878	0	0	0
大宮町 202 (ミューザ通り)	幸区大宮町	幸区中幸町	1,333	1,333	0	0	0

市内全域の自動車騒音に係る環境基準適合状況の推移

	単位	2016	2017	2018	2019	2020	2021 <sup>※1</sup>	2022	2023	2024	
5か年の 計画区間数	区間	89					113				
住居等 戸数 <sup>※2</sup>	戸	141,374	133,652	147,417	155,565	159,809	159,633	155,810	152,242	147,955	
達成戸数	戸	118,836	115,242	128,023	132,456	137,028	138,335	139,535	137,747	139,820	
環境基準の 達成状況	%	84.1	86.2	86.8	85.1	85.7	86.7	89.6	90.5	94.5	

※1 令和2(2020)年度で5か年計画が終了したことから評価区間の見直しを行い、令和3(2021)年度から新たな5か年計画で実施している。

※2 面的評価は、評価対象の道路端から50 mの範囲内の住居等を対象としている。

市内全域の自動車騒音に係る環境基準適合状況については、2023年度の90.5%から、2024年度には94.5%となり4ポイント程度向上しています。

イ 要請限度

(ア) 騒音

「自動車騒音に係る要請限度」の状況は、4路線の4地点において、昼間及び夜間の時間帯いずれも限度内が3地点、夜間のみで限度を超過している地点が1地点あった。

自動車騒音に係る要請限度の適合状況

(単位：デシベル)

地点 番号	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果		要請限度値	
				昼間	夜間	昼間	夜間
14	東京大師横浜	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	66	63	75	70
15	一般国道1号	幸区戸手2-2 (幸消防署第2分団)	近隣商業 地域	64	61		
16	一般国道246号	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業 地域	75	74		
17	尻手黒川道路	宮前区土橋2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業 地域	74	69		

(イ) 振動

「道路交通振動に係る要請限度」の状況は、測定した4路線の4地点において、全ての時間帯で限度内であった。

**道路交通振動に係る要請限度**

(単位：デシベル)

地点 番号	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果		要請限度値	
				昼間	夜間	昼間	夜間
14	東京大師横浜	川崎区池上町3 (池上新田公園前)	工業地域	47	45	70	65
15	一般国道1号	幸区戸手2-2 (幸消防署第2分団)	近隣商業 地域	43	39		
16	一般国道246号	高津区溝口5-15-7 (高津区道路公園センター)	準工業 地域	49	49		
17	尻手黒川道路	宮前区土橋2-1-1 (宮前平駅前測定所)	近隣商業 地域	53	47		

(2) 鉄道騒音・振動

新幹線では、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策（勧告）」が定められており、在来鉄道については、騒音及び振動に係る環境基準等が定められていませんが、本市内では輸送力増強に伴う在来鉄道の複々線化が実施されている路線があり、周辺環境への影響に注意しています。

本市では、測定結果を鉄道会社に提示するとともに、必要に応じて騒音及び振動の軽減に向けた対応を求めています。

令和 6 (2024) 年度の実態調査を 3 路線の 6 地点で実施しました。

**鉄道騒音・振動調査結果**

(単位：デシベル)

測定地点番号	鉄道会社名	路線名	測定地点(※1)	用途地域	騒音				振動		
					騒音レベル(dB)		環境基準		振動レベル(dB)(※4)	指針	
					最大騒音レベル パワー平均(※2)	等価騒音レベル	適否	基準値(※3)		適否	指針値(※5)
1	東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	武蔵野南線	中原区 下新城 2-4 付近 (新城第二公園)	第二種中高層 住居専用地域	-	-	-	-	57	-	-
2			宮前区 宮崎 1-13-3 付近 (生田トンネル付近)	第一種中高層 住居専用地域	-	-	-	-	51	-	-
3	東日本旅客鉄道株式会社	南武線	中原区下沼部 1709 付近	第一種 住居地域	83 (12.5m)	64 (昼間) 59 (夜間)	-	-	57 (12.5m)	-	-
4					75 (25.0m)	57 (昼間) 52 (夜間)	-	-	56 (25.0m)	-	-
5	東海旅客鉄道株式会社	東海道新幹線	中原区木月 4-49 付近	第一種 住居地域	64 (12.5m)	-	○	70 以下	66 (12.5m)	○	70 以下
6					62 (25.0m)	-	○		61 (25.0m)	○	

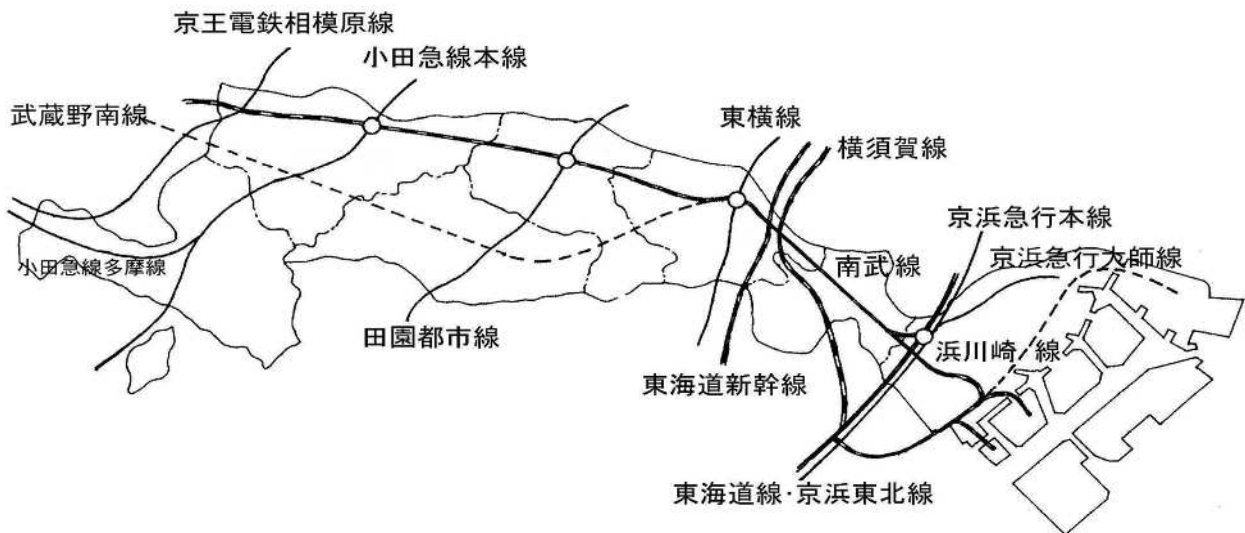
※1 括弧内の数字は線路からの距離を表す。

※2 測定開始から 20 本のうち最大値の大きさが上位半数のものをパワー平均した。

※3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

※4 測定開始から 20 本のうち最大値の大きさが上位半数のものを算術平均した。

※5 「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に基づく指針値



調査対象鉄道図

(3) 航空機騒音

本市の中原区付近はヘリコプター等の飛行経路下であり、麻生区付近は厚木飛行場や調布飛行場から発着する航空機等の飛行経路下にあることから、地域住民から航空機騒音に関する苦情が寄せられています。本市は「航空機騒音に係る環境基準」の対象地域ではありませんが、航空機騒音の実態を把握するため、平成18(2006)年4月から中原一般環境大気測定局に、平成17(2005)年11月から麻生一般環境大気測定局に航空機騒音観測装置を設置して観測を行っています。



航空機騒音観測装置

航空機騒音観測結果

観測場所	所在地	観測期間	観測回数 合計 (回)	観測回数 日平均 (回/日)	70~80 dB (A) (回)	80dB (A) 超過 (回)	最大値 (dB(A))	パワー 平均値 (dB(A))
中原 一般環境 大気測定局 屋上(※1)	中原区 小杉町 3-245	2024年4月1日 から 2025年3月31日 まで	847	2.3	135	6	83.5	69.0
麻生 一般環境 大気測定局 屋上(※2)	麻生区 百合丘 2-10		2,446	6.7	168	4	86.2	63.6

※1 システムの不具合により、令和6(2024)年11月13日～令和7(2025)年3月31日は欠測でした。

※2 機器更新の都合により、令和6(2024)年6月25日は欠測でした。